

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率の見直しについて

■保険料率が変わりました

被保険者の皆様にお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6～7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<p>●均等割 (被保険者が等しく負担)</p>	<p>令和4～5年度 (年間) 51,892円</p>	➡	<p>令和6～7年度 (年間) 52,953円 (1,061円増)</p>
<p>●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)</p>	<p>令和4～5年度 (年間) 10.98%</p>	➡	<p>令和6～7年度 (年間) 11.79% ※ (0.81ポイント増)</p>
<p>※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します</p>			
<p>●賦課限度額 (1年間の保険料の上限度)</p>	<p>令和4～5年度 (年間) 66万円</p>	➡	<p>令和6～7年度 (年間) 80万円 ※ (14万円増)</p>
<p>※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします</p>			

保険料率に関する制度改正があります

すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。

この制度改正の影響を受け、被保険者の皆様に負担いただく保険料は増加することとなりました。

制度改正の内容

- ・現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

均等割5割、2割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、5割、2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減